

# 価格高騰重点支援給付金給付事業 新規住民税非課税世帯等分(こども加算分)

資料3-3

## 事業全体の内容

### 【事業の目的】

物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯で、18歳以下の児童を扶養している世帯に対して対象児童1人あたり5万円の加算分を給付する。

### 【概要】

- 1 事業年度 令和6年度
- 2 事業費 15,500千円
- 3 事業内容
  - (1) 給付事業費 15,000千円 (@50千円×対象児童300人)
  - (2) 事務費 500千円
- 4 財源内訳  
国(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10/10)  
15,500千円

### 【予算額】

- 1 現計予算額 0円
- 2 6月補正予算額 15,500千円
- 3 補正後の予算額 15,500千円

## 事業のイメージ

### 価格高騰重点支援給付金給付事業(新規住民税非課税世帯等分)

#### 【支給対象世帯】

- ①令和6年度の住民税が非課税である世帯
- ②令和6年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯  
(①②いずれも令和5年度に給付を受けた世帯を除く)

【支給額】 1世帯あたり10万円



### 価格高騰重点支援給付金給付事業 新規住民税非課税世帯等分(こども加算分)

#### 【支給対象世帯】

- ①令和6年度の住民税が非課税である世帯
- ②令和6年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯  
(①②いずれも令和5年度に給付を受けた世帯を除く)

#### 【支給対象児童】 児童300人(見込み)

- ①②の世帯で、給付対象児童が属する世帯の世帯主  
平成18年4月2日以降に出生した以下の児童
- ・基準日(令和6年6月3日)時点で、給付対象である世帯主と同一の世帯に属する児童
- ・基準日(令和6年6月3日)時点で、給付対象である世帯主と生計同一である対象児童のみで構成される別世帯に属する児童

【支給額】 対象児童1人あたり5万円